

○羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例

昭和58年1月21日

条例第1号

改正 昭和59年12月25日条例第18号

平成10年6月22日条例第19号

平成17年3月25日条例第16号

平成18年3月28日条例第11号

平成18年9月29日条例第26号

平成20年3月31日条例第9号

平成20年3月31日条例第16号

平成20年6月25日条例第25号

平成21年6月26日条例第23号

平成22年3月10日条例第1号

平成24年3月30日条例第15号

平成25年3月28日条例第15号

平成26年8月25日条例第18号

平成26年10月3日条例第24号

平成28年12月28日条例第30号

平成30年3月30日条例第8号

平成30年9月28日条例第31号

羽生市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和50年条例第30号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、重度心身障がい者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について助成金（以下「医療費助成金」という。）を支給することを定め、もって重度心身障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級の障がい有するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に規定する療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同要綱で規定する「(A)」、「A」又は「B」の障がい有するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障がい有するもの
- (4) 65歳以上75歳未満の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障がいの状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの
- (5) 75歳以上の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障がいの状態にある旨の市長の認定を受けているもの

2 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び社会保険各法をいう。

3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。

（対象者）

第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障がい者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

ア 他の市町村（特別区含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、

- 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所し、入院し、又は入居している者
- イ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- ウ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
- エ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- オ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
- カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（次に掲げる者を除く。）
- （ア） 対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であつた者（以下「保護者であつた者」という。）が本市に住所を有していた者
- （イ） 対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないとき、保護者であつた者が住所を有しないとき又は保護者であつた者の住所が明らかでないときは、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において本市にあつた者
- （ウ） 対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け、本市に住所を有する者
- （エ） 対象者が18歳未満の者にあつては、障害児入所給付費の支給を受けている当該対象者の保護者が住所を有しないとき又は明らかでないときは、当該対象者の保護者の所在地が本市にある者
- キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者
- ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者
- （2） 本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護

給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

(3) 市長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(4) 市長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

(5) 市長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(6) 市長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

(7) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（次に掲げる者に限る。）

ア 対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者が本市に住所を有していた者

イ 対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないとき、保護者であつた者が住所を有しないとき又は保護者であつた者の住所が明らかでないときは、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において本市にあつた者

ウ 対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け、本市に住所を有する者

エ 対象者が18歳未満の者にあつては、障害児入所給付費の支給を受けている当該対象者の保護者が住所を有しないとき又は明らかでないときは、当該対象者の保護者の所在地が本市にある者

(8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、本市の区域内に住所を有するとみなされる者

(9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に本市に住所を有していたもの

(10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、本市の区域内に住所を有するとみなされていたもの

(11) その他市長が特に必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者

(4) 重度心身障がい者となった年齢が65歳以上の者。ただし、前条第1項第4号又は第5号に該当する者にあつては、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障がいの状態にあり、その旨の市長の認定を受けた場合は、この限りでない。

(医療費助成金)

第4条 市長は、対象者に係る医療の一部負担金（第2条第1項第3号に該当する者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）及び入院時食事療養標準負担額（対象者のうち満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの入院に係る負担額に限る。第9条第2項において同じ。）について、対象者に医療費助成金を支給するものとする。ただし、税の申告を行わないこと等の対象者の責めにより過分の自己負担金があるときは、その額については、医療費助成金の対象としない。

(所得の制限等)

第5条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。）第7条に規定する額を超えた場合は、その年の10月1日から翌年の9月30日までの医療費助成金の支給は、行わない。この場合において、当該所得の範囲は、政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は、政令第5条の規定の例によるものとする。

2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者が所有する住宅、家財又は対象者の主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上の損害（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）を受けた場合において、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療費助成金の支給については、前項の規定は、適用しない。

（受給資格の登録等）

第6条 医療費助成金の支給を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより、受給資格の登録の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、受給資格の登録を認めるときは、当該対象者を受給資格を有する者（以下「受給資格者」という。）として登録するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、受給資格の登録をすることが適当でないと認めたときは、規則で定めるところによりその旨を当該対象者に通知するものとする。

（受給者証の交付等）

第7条 市長は、第4条及び第5条第2項の規定により受給資格者に医療費助成金を支給すると決定したときは、当該受給資格者（以下「受給者」という。）に受給者証を交付しなければならない。

2 市長は、第5条第1項の規定により受給資格者に医療費助成金を支給しないと決定したときは、規則で定めるところによりその旨を当該受給資格者に通知するものとする。

（受給者証の提示）

第8条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに受給者証を提示しなければならない。

（支給の方法）

第9条 医療費助成金の支給は、受給者又はその保護者（受給者を現に監護する者として登録されたものをいう。）の請求に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、一部負担金及び入院時食事療養標準負担額を当該受給者又はその保護者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該受給者に対して、医療費助成金の支給があったものとみなす。

（届出の義務）

第10条 受給資格者は、その資格を喪失したとき又は登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給資格者は、規則で定めるところにより、所得の状況について市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 医療費助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、医療費助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費助成金の額に相当する額を返還させることができる。

(支給金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により支給を受けた者があるとき又は他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

2 この条例の施行前の医療費の支給については、なお、従前の例による。

附 則 (昭和59年12月25日条例第18号)

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則 (平成10年6月22日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は平成10年1月1日から適用する。

附 則 (平成17年3月25日条例第16号)

1 この条例は、平成17年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この条例による改正後の羽生市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後の診療に要した医療費について適用し、施行日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月28日条例第11号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に受給者証又は受給証明書の交付を受けている者は、改正後の第3条に規定する対象者でないこととなった場合においても、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成18年9月29日条例第26号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に第3条第1項第8号の規定により現に受給者証の交付を受けている者が、施行日に後期高齢者医療制度に加入したことにより、同条に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成20年3月31日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則（平成20年6月25日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年6月26日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月10日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の規定により受給者証の交付を受けている者は、改正後の第3条に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所をしている施設等を退所するまでの間は、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成25年3月28日条例第15号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号イ及びエの改正規定、同項第2号の改正規定（「又は共同生活介護」を削る部分に限る。）並びに同項第3号及び第5号の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月25日条例第18号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年10月3日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項各号に該当する者（同項第3号に該当する者を除く。）については、新条例第3条第2項第4号の規定は、適用しない。

附 則（平成28年12月28日条例第30号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第8号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者に係る改正後の第5条、第7条及び第10条第2項の規定は、平成34年10月1日から適用する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前のこの条例による助成金の支給については、なお従前の例による。